

参照条文

[illegible]

○ 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年六月十四日法律第四十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第十四条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 公布の日から起算して一月を経過した日